

感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

介護老人保健施設 大江山園

1. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

大江山園は介護老人保健施設であることから、感染症などに対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場であり、こうした高齢者が多数生活する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければならない。

このような前提に立って、施設では感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施すると共に、感染症発生時には迅速で適切な対応に努める必要がある。

施設の感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本的理念を理解し、施設全体でこのことに取り組む。

2. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的方針

(1) 感染症および食中毒の予防およびまん延防止の体制

感染症および食中毒の予防およびまん延の防止の為に、担当者を決め、委員会を設置するなど施設全体で取り組む。

(2) 平常時の対応

①施設内の衛生管理

当施設では、感染症および食中毒の予防およびまん延防止のため、施設内の衛生保持に努める。また、手洗い場、うがい場、汚物処理室の整備と充実に努めると共に、日頃から整理整頓を心がけ、換気(室温、湿度)、清掃、施設内の衛生管理、清潔の保持に努める。

②介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、職員の手洗い、うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用する。また、血液・体液・排泄物などを扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処す

る。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意する。

③外来者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延の防止に取り組む。

(3) 発生時の対応

万が一、感染症および食中毒が発生した場合は、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図る。

- ①「発生状況の把握」
- ②「まん延防止の為の措置」
- ③「有症者への対応」
- ④「関係機関との連携」
- ⑤「行政への報告」

施設長或いは事務長は、次のような場合には迅速に市町村などの主管部局に報告すると共に、所轄の保健所への報告を行い、発生時対応などの指示を仰ぎます。

※ 報告書式は都道府県、市町村の指定様式とする。

<報告が必要な場合>

ア、同一の感染症もしくは食中毒によるまたはそれらによると疑われる死亡者または重患者が **1 週間以内に(2 名以上)** 発生した場合

イ、同一の感染症もしくは食中毒によるまたはそれらが疑われる者が **1 週間以内で 10 名以上**、または全利用者の半数以上発生した場合

ウ、アおよびイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※イについては、同一の感染症などによる患者などが、ある時点において、10 名以上または全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の利用者などが発生してからの集積の人数ではないことに注意する

<報告する内容>

- ア、感染症または食中毒が疑われる利用者の人数
- イ、感染症または食中毒が疑われる症状
- ウ、上記の利用者への対応や施設における対応状況など

※なお、医師が、感染症法、結核予防法または食品衛生法の届出基準に該当する利用者またはその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所などへの届出を行う必要がある。

3. 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する体制

(1)感染症対策委員会の設置

①設置目的

感染症および食中毒の予防およびまん延の防止の為の対策を検討するため、感染症対策委員会を設置する。

②感染症対策担当者

次の者を感染症対担当者とする。

施設長或いは医師、事務長、看護職員

③感染症対策委員会の構成員

- ア、施設長
- イ、事務長
- ウ、看護職員
- エ、支援相談員
- オ、介護支援専門員
- カ、介護職員
- キ、管理栄養士
- ク、理学療法士
- ケ、事務職員

④感染症対策委員会の開催

委員会は1年間に4回(およそ3ヶ月に1回)、定期的に開催します。その他必要に応じて、開催する。

⑤感染症対策委員会の主な役割

ア)感染症予防対策および発生時の対応の立案

イ)各指針・各マニュアルなどの作成

各感染症の予防マニュアル・各感染症対応マニュアル・感染症業務継続計画マニュアルなど。

ウ)発生時における施設内連絡体制および行政機関、各関係機関への連絡体制の整備

エ)利用者・職員の健康状態の把握と対応策

オ)新規利用者の感染症の既往の把握と対応策

カ)委託業者(清掃、調理など)への感染症および食中毒まん延防止のための指針の周知徹底

キ)感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施

ク)各部署での感染症対策実施状況の把握と評価

⑥職員の健康管理

ア)全職員は年1～2回の健康診断を実施する。

※インフルエンザ、新型コロナウイルス等の予防接種について、摂取の意義、有効性、副作用の可能性などを職員へ十分説明の上、同意を得て予防接種を行う。

イ)職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため完治まで適切な処置を講じる。

4. 感染症・食中毒の予防・まん延防止における各職種の役割

施設内において、感染症・食中毒の予防・まん延防止のためのチームケアを行う上で、各職種が専門性に基づいて適切な役割を果たす。

<施設長・事務長>

- 1)感染症・食中毒の予防・まん延防止体制の総括責任
- 2)感染症発生時の行政報告
- 3)診断、処置方法の指示
- 4) 各協力病院との連携を図る

<看護職員>

- 1)医師、協力病院との連携を図る
- 2) ケアの基本手順の教育と周知徹底
- 3)衛生管理、安全管理の指導
- 4)外来者への指導
- 5) 予防対策への啓発活動
- 6)早期発見、早期予防の取り組み
- 7) 経過記録の整備
- 8)職員への教育

<介護支援専門員>

- 1)医師、看護職員との連携を図り、予防・まん延防止対策を強化
- 2)緊急時連絡体制の整備(行政機関、施設、家族)
- 3)発生時およびまん延防止の対応と指示
- 4)避迫記録の整備
- 5) 家族への対応
- 6)各職種別教育

《管理栄養士）

- 1)食品管理、衛生管理の指導
- 2) 食中毒予防の教育、指導の徹底
- 3)医師、看護職員の指示による、利用者の状態に応じた食事の提供
- 4)緊急時連絡体制の整備(保健所、各関係機関など、施設、家族)
- 5)経過記録の整備

<介護職員>

- 1)各マニュアルに沿ったケアの確立
- 2)支援相談員、看護職員、栄養士、調理員との連携
- 3)利用者の状態把握
- 4)衛生管理の徹底
- 5)経過記録の整備

《理学療法士》

- 1)感染症、食中毒発生状況のための連携を図る
- 2)衛生管理と予防の実施
- 3)リハビリ介入を実施し ADL の維持から免疫の向上を図る

5. 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する職員教育

介護に携わるすべての従業員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図ると共に、指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り、職員教育を行う。

- ①教育・研修の実施
- ②新任者に対する感染症対策の研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

6. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する方針

- (1) 入所者等に関する当該指針の閲覧について

当該指針は、介護老人保健施設大江山園ホームページにていつでも閲覧可能とする。

- (2) 職員等に関する当該指針の閲覧について

当該指針は、各部署および各フロアステーションに常設し、全ての職員がいつでも閲覧可能な環境を作る。

附則

この指針は、2010年3月31日より施行する。

2024年4月22日から改正施行する。

2024年5月17日から改正施行する。

2026年1月22日から改正施行する。